

総社市告示第18号

総社市地域づくり自由枠交付金交付要綱（平成26年総社市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前												
<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="163 651 1104 687">交付金の算定基準</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="163 691 1104 834">交付金額は、次の1から5までの額（1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した6の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</td></tr><tr><td data-bbox="163 837 1104 871">ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</td></tr><tr><td data-bbox="163 874 1104 908">1～4 略</td></tr><tr><td data-bbox="163 911 1104 1018">5 自主防災組織加算額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に <u>450円</u> を乗じて得た額</td></tr><tr><td data-bbox="163 1021 1104 1090">6 略</td></tr></tbody></table>	交付金の算定基準	交付金額は、次の1から5までの額（1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した6の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。	ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。	1～4 略	5 自主防災組織加算額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に <u>450円</u> を乗じて得た額	6 略	<p>別表第2（第4条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1135 651 2078 687">交付金の算定基準</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="1135 691 2078 834">交付金額は、次の1から5までの額（1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した6の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。</td></tr><tr><td data-bbox="1135 837 2078 871">ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。</td></tr><tr><td data-bbox="1135 874 2078 908">1～4 略</td></tr><tr><td data-bbox="1135 911 2078 1018">5 自主防災組織加算額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に <u>400円</u> を乗じて得た額</td></tr><tr><td data-bbox="1135 1021 2078 1090">6 略</td></tr></tbody></table>	交付金の算定基準	交付金額は、次の1から5までの額（1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した6の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。	ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。	1～4 略	5 自主防災組織加算額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に <u>400円</u> を乗じて得た額	6 略
交付金の算定基準													
交付金額は、次の1から5までの額（1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した6の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。													
ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。													
1～4 略													
5 自主防災組織加算額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に <u>450円</u> を乗じて得た額													
6 略													
交付金の算定基準													
交付金額は、次の1から5までの額（1から4までにあつては、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）と事業決算に基づき算出した6の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）との合計額とする。													
ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。													
1～4 略													
5 自主防災組織加算額 前年度1月1日現在の各協議会を構成する地域内の自主防災組織の構成世帯数に <u>400円</u> を乗じて得た額													
6 略													

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。